

下川町価格高騰緊急支援給付金のご案内

受給には手続きが必要です

物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、国が行う令和4年度の子育て世帯等臨時特別支援事業の電気・ガス・食料品等価格高騰臨時支援給付金の支給対象外である住民税の非課税世帯及び住民税所得割のみ非課税世帯に対して、下川町独自の価格高騰臨時給付金を支給し生活支援を行います。

■ 給付金の支給額

1世帯あたり 5万円

■ 給付金の支給時期

町が確認書又は申請書を受理した日から1週間後が目安です。

■ 支給対象となる世帯

令和4年9月30日(以下「基準日」という。)において、本町の住民基本台帳に記録されている者、かつ、申請を行う時点において本町の住民基本台帳に記録されている者であって、以下の各号に該当する世帯の世帯主です。

- ①国が行う令和4年度の子育て世帯等臨時特別支援事業の電気・ガス・食料品等価格高騰臨時支援給付金の支給対象外である住民税の非課税世帯
- ②令和4年度の住民税所得割のみ非課税者、又は住民税所得税の非課税世者と住民税均等割が課税されていない者の世帯。
- ③令和4年1月2日～10月14日内の転入した上記②の世帯



支給対象となる世帯主には、12月上旬までに町より下川町価格高騰臨時給付金の確認書又は申請書を郵送しますので、内容をご確認の上、必要事項を記載し期限までに提出して下さい。

お問合せ先：税務住民課 4-2511 (111、112) IP端末4-251103

年末年始の休業休館のお知らせ

【役場・ハピネス】

12月31日(土)～1月5日(木)

【公民館】

12月31日(土)18時～1月2日(月)※12月31日(土)18時まで開館します。

【町立病院】

12月30日(金)午後～1月5日(木)※12月30日(金)の午前中は診療します。

